



DEVRO

業務遂行に関する社外方針

発効日：2020年12月9日

1. 本方針について

当社は、誠実で倫理的な方法ですべてのビジネスを行う方針を掲げています。当社は贈収賄や汚職に対し容認ゼロの姿勢を貫き、事業を行うあらゆる場所で、すべての取引や関係において、プロフェッショナルに、公正に、誠実に行動することを約束します。効果的なシステムを導入・施行して業務遂行に対する本アプローチの維持に尽力すると同時に、当社のために活動する第三者も、この水準以上で業務を行うことを期待します。

2. 本方針の遵守を求める対象

この方針は、Devroグループ（それぞれを「グループ会社」、総称して「グループ」または「当社」）で働くすべての人に適用されます。これには、代理人、請負業者、外部のコンサルタント、第三者の代理店（販売業者を含む）、ビジネスパートナー、スポンサー、または所在地を問わずグループ会社に関連するその他の人が含まれます（以下、「あなた」）。

3. 贈収賄および汚職

3.1 贈収賄・汚職の定義

- (i) **贈収賄**とは、受取人またはその他の人が職務を遂行する際に不適切な行動を取るよう誘うため、または不適切な行動を取ったことに報いるため、あるいは受取人が有利な条件を受け入れることで不適切な行動を取ることになる場合に、金銭的またはその他の利益を申し出たり、約束したり、提供したり、受け入れたりすることです。
- (ii) **利益**には、金銭、贈答品、貸付金、手数料、接待、サービス、割引、契約の締結、その他の価値あるものが含まれます。
- (iii) **不適切な行為**とは、違法的行為、非倫理的行為、誠意や公平性の期待に反する行為、あるいは信頼されている立場の濫用です。不適切な行為は、ビジネス上・職

業上の活動、公的な機能、雇用の過程での行為、あるいはあらゆる種類の組織による、または組織を代表してのその他の活動に関連する場合があります。

(iv) 汚職とは、職務上の権力や地位を私利私欲のために濫用することです。

3.2 賄賂を申し出たり、約束したり、提供したり、要求したり、あるいは受け入れることは犯罪です。有罪判決を受けた者は、最高10年の禁固刑および／または罰金に処せられます。

3.3 してはならないこと

(i) あなた（またはあなたの代理人）が以下を行うことは許されません。

- ビジネス上の優位性を得ることを期待して、または既に与えられたビジネス上の優位性に報いるために、支払い、贈答品、または接待を提供する、提供の約束をする、または申し出ること。
- 商談や入札の過程において、結果に影響を与えることを意図している、またはその可能性があるを受け取られるような贈答品や接待を提供する、または受け取ること。
- 見返りとして相手または他の人にビジネス上の優位性を与えることを期待して提供されていることを知りながら、または疑いながら、第三者からの支払い、贈答品、または接待を受けること。
- 第三者から、その状況下では不当に豪華で贅沢なもてなしを受けること。
- 政治家や政党との間で贈り物を提供したり、受け取ったりすること。
- 贈収賄行為を拒否した他の個人、または本方針に基づいて懸念を表明した他の個人を脅したり報復したりすること。
- 本方針の違反につながる可能性のあるその他の活動に従事すること。

(ii) 販売が行われた国または販売店や販売代理店が実質的な事業所を有する国以外の国では、提携していない販売店や販売代理店（またはその従業員や代理人）に対し、いかなる種類の支払い（手数料、販売促進費、個人的な費用、無料の商品など）も行ってはなりません。

3.4 口利き料、キックバック

(i) 当社は、いかなる種類の口利き料または「キックバック」も行わず、また受け入れません。

口利き料とは、「バック・ハンダー」または「グリース・ペイメント」とも呼ばれ、主に、（例えば政府役人による）日常的または必要な行動を確保または促進するために行われる少額の非公式な支払いです。

キックバックは、主に、ビジネス上の好意や優位性の見返りとして行われる支払いです。

- (ii) 口利き料やキックバックが当社または当社を代表して行われたり、受け取られたりする可能性のある、あるいはそのような支払いが行われたり、受け取られたりすることを示唆するような行為は避けなければなりません。仮に当社に代わって支払いを要求された場合は、それが何のための支払いか、また要求された金額が提供された商品やサービスに見合ったものであるかどうかを常に念頭に置いておく必要があります。また、支払いの理由が詳細に記載された領収書の発行を常に求めてください。支払いに関する疑念、懸念、疑問がある場合は、グループ会社のセクレタリーに相談してください。

3.5 贈答品、接待、経費

- (i) 当社の方針では、以下の目的のために、合理的で適切な接待や娯楽を第三者に提供したり、第三者から受け取ったりする裁量権の行使を認めます。
- 良好なビジネス関係を確立または維持するため。
 - 当社のイメージや評判を向上または維持するため。あるいは
 - 当社の製品および／またはサービスの効果的なマーケティングまたはプレゼンテーションのため。
- (ii) 以下の要件を満たす場合には、贈答品の授受が認められます。
- 事業またはビジネス上の優位性を獲得または維持するために第三者に影響を与える意図で、あるいは事業またはビジネス上の優位性の提供または維持に報いるために、あるいは明示的または暗黙的な好意または利益の交換のために行われていないこと。
 - あなたの名前ではなく、当社の名前で提供されること。
 - 現金または現金同等物（商品券やクーポン券など）を含まないこと。
 - 贈答の理由、時期、価値を考慮し、状況に応じて適切なものであること。
 - 密かにではなく、公然と贈られること。
 - 政府関係者への贈答品の場合、価値が低く（20ポンド以下）、会社の名前やロゴが入っていること。
 - 適用される現地の法律に準拠していること。
 - 受取人が政治家や政党ではないこと。
- (iii) 一般的には、ペン、カレンダー、手帳などの少額の贈答品は、特に、会社の名前やシンボルマークが付いていて広告の性質を持つとみなされる場合、受け取るこ

とが許容されます。

- (iv) 慣習は国や地域によって異なり、ある地域では普通に受け入れられても、別の地域ではそうでないこともあります。判断基準は、すべての状況において、その贈答品、接待、または支払いが合理的で正当化できるかどうかであり、その背後にある意図を常に考慮する必要があります。

3.6 寄付

- (i) 当社は、政党への寄付は行いません。
- (ii) 当社は現地の法律および慣行の下で合法的かつ倫理的な慈善寄付のみを行います。

3.7 記録保持

- (i) すべての支払勘定、請求書、その他の記録は、厳密な正確さと完全さをもって作成されなければなりません。不適切な支払いを円滑にさせたり隠ぺいしたりする「帳簿外」の支払勘定があってはなりません。
- (ii) いかなる目的のためにも、未公開または記録されていない資金や資産を設定してはなりません。
- (iii) いかなる理由であっても、帳簿や記録に虚偽または作為の記入をしてはなりません。
- (iv) 支払いの一部でも支払いを裏付ける文書に記載されている目的以外に使用されることを知りながら、または理解しながら、支払いを承認または実行してはなりません。

3.8 EthicsPoint

- (i) 賄賂の申し出があったり賄賂を要求されたりした場合、あるいは贈収賄・汚職・その他の本方針に対する違反の発生、あるいはその可能性が考えられたり疑われたりした場合には、できるだけ早急に報告しなければなりません。特定の行為が贈収賄や汚職に該当するかどうか確信が持てない場合は、グループ会社のセクレタリーまたは外部管理による部外秘の内部告発ホットラインであるEthicsPointに相談してください。グループ会社のセクレタリーおよびEthicsPointの連絡先は、本方針の別表に記載されています。
- (ii) 賄賂の受け取りや申し出を拒否したり、懸念を表明したり、他人の不正行為を報告したりする個人は、その結果として起こりうる影響を心配することがあります。当社は公明正大さの促進を目指しており、本方針に基づいて善意で偽りのない

懸念を提起した人を、たとえそれが誤りであることが判明したとしても、支援します。

- (iii) 当社は、贈収賄や汚職への関与を拒否した結果として、あるいは、贈収賄やその他の汚職の実行または実行された可能性、または将来行われる可能性があるという疑念を善意で報告した結果として、決して不利益な扱いを受ける者がいないようにすることを約束します。不利益な扱いとは、懸念を表明したことに関連した脅迫やその他の不利な扱いを含みます。そのような扱いを受けたと思われる場合は、直ちにグループ会社のセクレタリーに報告してください。

4. 税務

- 4.1 グループ各社は、公正に課せられたすべての税金を支払う責任を果たします。合理的な税務計画は容認され、税務上の要求には誠意をもって異議を申し立てることができますが、当社は納税義務を回避するための違法または積極的な努力は行いません。
- 4.2 当社は他者の納税義務回避を支援しません。

5. 利益相反

- 5.1 あなたは、当グループの利益と対立する、または当グループへの忠誠心を分断させるような、事業、財務、その他の直接的または間接的な利益または関係を回避する義務があります。このような対立的活動は、見かけだけであっても、当グループにとって有害でない、または不適切でないと判断される場合を除き、回避または中止しなければなりません。
- 5.2 利益相反またはその疑いは、さまざまな形で生じる可能性があります。例えば、状況により、以下のものが利益相反を構成する可能性があります。
 - (i) 競合他社を直接または家族などを介して間接的に所有すること、または利害関係を持つこと。
 - (ii) 当グループとの関わりによって得られる機密情報やビジネスチャンスを利用して利益を得る、または他者が利益を得られるよう支援すること。
 - (iii) (グループ会社とのビジネス関係を築く前に) グループ会社の従業員と親密または長期的な関係・友人関係を持つこと。
 - (iv) 当グループに従事したことにより入手した非公開情報を利用して他社の有価証券を購入または売却すること、またはそのようにして入手した情報を他者に提供すること。

- 5.3 要約すると、あなたは自分自身の利益相反またはその疑いがあることを、グループ会社の通常の連絡先またはグループ会社のセクレタリーに書面で開示する義務があります。開示、議論、協議のプロセスの最終結果として、見かけに反し当グループにとって有害ではないという理由で、特定の関係や取引が承認されることもあります。しかし、すべての利益相反は、たとえそれが当グループに損害を与えないものであっても、このプロセスを経ない限り禁止されます。

6. 法律および規制の遵守

- 6.1 当グループの事業は、世界中の政府による広範な規制の対象となっています。当グループの経営理念に基づき、当グループの方針はグループ各社が事業を行う各国の法律を遵守するものであり、それには関連する独占禁止法および競争法、環境法および規制、関連する安全法および規制、ならびに雇用法が含まれます（ただし、これらに限定されません）。
- 6.2 **制裁**当グループの方針は、当グループが対象となる、ならびに国連の安全保障理事会、米国、欧州連合、英国、およびそれらの政府や公的機関、部局によって管理・制定・施行された、すべての貿易・経済・金融制裁法、規制、禁輸措置、制限措置を遵守するものとなります。

7. 本方針に対する違反

本方針に違反した場合、当社は当社の権利を行使し、あなたとの関係を終了させることがあります。

別表
連絡先

1. グループ会社セクレタリー

Andrew Money
andrew.money@devro.com
Tel: +44 (0)7824 140621

2. **EthicsPoint** (外部管理による内部告発サービス) 連絡先

ウェブサイト：
devro.ethicspoint.com

電話番号：
オーストラリア – 1800 575 094
中国 – 400 120 4710
チェコ共和国 – 800 144 479
ドイツ – 0800 1810259
香港 – 800 930 962
日本 – 0800-111-2166
オランダ – 0800 0232824
ニュージーランド – 0800 753 247
ロシア – 8 800 100 96 56
英国 – 0800 069 8050
米国 – 833-316-0539